

## 第1章 はじめに

### 1. 計画策定改正の経緯

●豊中市災害時要支援者安否確認事業（平成14年度～）などの防災対策の推進

●災害対策基本法の改正（平成25年6月）

「避難行動要支援者名簿」を全ての市町村で策定することが義務付け

上記から、新たな名簿制度を確立し、避難行動要支援者対策の充実強化を図るため計画を策定。

●災害対策基本法の一部改正（令和3年5月一部改正）

市町村に個別避難計画の作成を努力義務化 など

### 2. 計画の目的及び位置付け

避難行動要支援者の避難支援に関する基本的な考え方や取組み事項を明らかにする計画であり、以下の法令並びに計画に依拠

●災害対策基本法および避難行動要支援者の避難支援に関する取組み指針

（平成25年8月 令和3年5月一部改正：内閣府）

●市地域防災計画（地域防災の推進）、市地域福祉計画（地域福祉の推進）

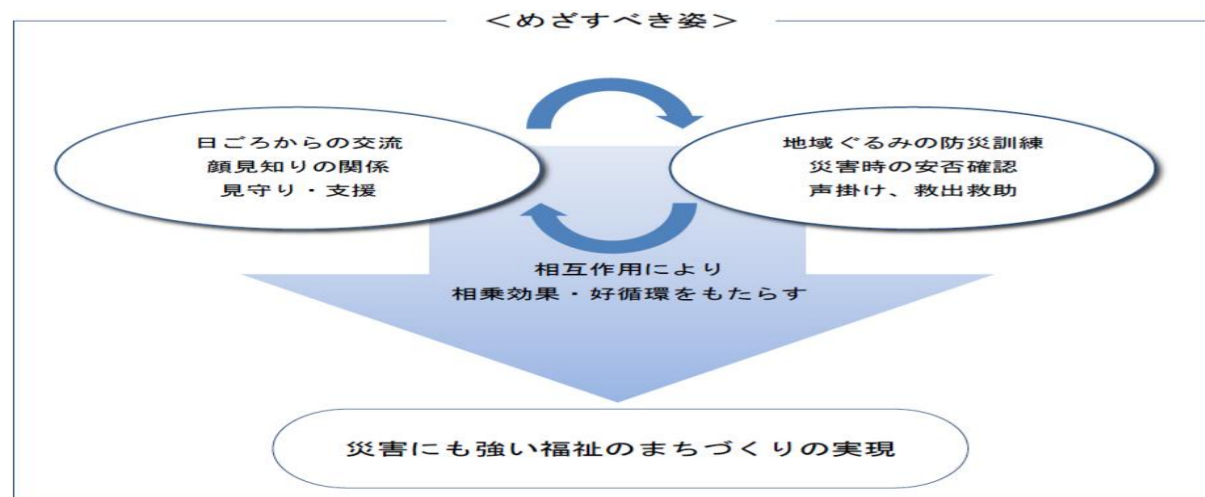
## 第2章 基本的な考え方

### 1. めざすべき姿

●行政や関係行政機関（公助）のみならず、市民の日頃からの備え（自助）、相互に助け合い、支え合うこと（互助・共助）との相互連携が必要不可欠。

●防災・減災の充実は、地域において日ごろからのつながりや交流活動の延長線上

●地域住民同士の交流やつながりづくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を図り、安心・安全な「災害にも強い福祉のまちづくり」の実現を図る。



### 2. 自助・互助・共助・公助の役割

公助のみでの対応には限界がある中で、一人でも多くの方が救出・救助されるためには、自助、互助・共助、公助の相互連携が不可欠。公民の役割を明確にして取組みを推進。

・自らの命は自らで守る「自助」

・自分たちのまちは自分たちで守る「互助・共助」

・行政等の「公助」で役割分担（住民・地域団体などの自助・共助を最大化するための仕組みづくりや側面的な支援）

## 第3章 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援体制の構築

### 1. 避難行動要支援者の避難支援体制

●要配慮者支援対策検討会議の設置

避難行動要支援者対策を総合的に推進するために防災、福祉部局を中心とした横断的組織として設置

●防災・福祉ささえあいづくり推進事業

・行政、地域住民、福祉事業者等の地域ぐるみで

避難行動要支援者の支援体制を確立

・個別避難計画の策定（第5章関係）

### 2. 地域の避難支援体制の構築に向けた市等の支援

市は中間支援組織と協働で地域の体制構築に向けた必要な支援を実施

### 3. 市における体制の整備

避難所のバリアフリー化、食料品等の備蓄、社会福祉施設との協定（福祉避難所等の確保）、防災意識の啓発等

4. 平常時から情報提供に未同意であった者の福祉的ニーズの把握と制度周知

### 防災・福祉ささえあいづくり推進事業の概要

1	名簿の作成	災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成	<避難行動要支援者> ・65歳以上の単身世帯で要介護1、2または要支援1、2認定者 ・要介護3、4又は5の認定者 ・身体障害者手帳1級、2級所持者(個別等級) ・(視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹) ・精神障害者保健福祉手帳1級所持で単身世帯者 ・療育手帳A所持で単身世帯者 ・難病患者(一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者) ・その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者 *ただし、一部の社会福祉施設の入所者は除く
2	意思確認の実施	名簿情報を平常時から外部提供することについて、市から要支援者宛て意思確認を実施。	
3	地域の体制の検討	名民生委員、校区福祉委員会、自主防災組織などの地域団体同士で防災体制などを検討。市は、団体同士がより緊密な連携体制をつくれるよう、必要な支援を実施。	<避難支援等関係者> 小学校区単位で活動する以下の団体 ・民生・児童委員、校区福祉委員会、自主防災組織、地域自治組織、そのほか市が認めた団体
4	名簿の提供	支援等関係者に名簿情報を提供。なお、提供にあたっては、市が定める研修の受講、協定締結後に提供する。 ▶1小学校区単位で複数団体と締結	
5	平常時の見守り、災害時の安否確認、避難支援など	名簿情報を活用して、避難行動要支援者への声掛けや見守り活動を行い、平常時から地域のつながりを育みます。災害時には、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を実施。	

## 第4章 避難支援等

### 1. 情報伝達

多様な広報媒体を活用し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を迅速かつ的確に発令、伝達

### 2. 安否確認、避難支援の実施

地域と連携した安否確認等の実施

### 3. 避難生活支援

避難所、福祉避難所（公示・啓発）、三師会等との連携による医療・保健・福祉サービスの提供、在宅生活の支援

## 第5章 さらなる避難行動要支援のために取り組む対策

### 1. 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の同意が得られた方から避難支援等を実施するための計画の作成に努める。

### 2. 避難所における良好な生活環境の整備

施設機能と住民、事業者等と連携した避難所開設・運営体制の強化

### 3. 地域福祉の推進による防災力の向上

住民主体のささえあいのまちづくりの推進